

## 建設工事の請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格の算出方法

輪島市が発注する建設工事の請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格の算出方法について、次のとおり変更します。

### 変更内容

#### 予定価格の算出の基礎となった設計書等に係る工事の種別の明確化

※ 「建築工事及び設備工事」として算出する工事は、公共建築工事積算基準により積算を行った工事のみを対象とするものとする。

※ 従来、「設備工事」として算出していた土木工事標準積算基準書（電気通信編・機械編）、土地改良工事積算基準（施設機械）等により積算を行った工事については、「建築工事及び設備工事」の算出方法によらない（従来の工事の種別「土木工事」で算出する）ものとする。

### 算出方法

予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、合計額からスクラップ処分益を控除した額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ・直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ・共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

建築工事及び設備工事（公共建築工事積算基準により積算を行った工事）については、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

### 適用期日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用